

お知らせ

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

●問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎ 934-2250

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童（父（母）が重度障がい者の場合を含む）について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する（留学中の場合などを除く）中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童（障がい児については20歳未満）を監護している母（父）、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などとの併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請していただき、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
月額	○3歳未満（一律）15,000円 ○3歳以上小学校修了前（第1・第2子）10,000円（第3子以降）15,000円 ○中学生（一律）10,000円 ※養育する児童（満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。 ○特例給付（所得制限限度額以上）（一律）5,000円	《平成29年4月分～》 ○全部支給 42,290円 ○一部支給 9,980円～42,280円 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円～9,990円、第3子以降1人につき3,000円～5,990円 ●所得が一定以上の場合には手当が支給されません。（所得制限限度額はそれぞれ違います。）	《平成29年4月分～》 ○1級の方 51,450円 ○2級の方 34,270円
支給日	10月・2月・6月の10日 支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
提出月	6月 手当を受給している方は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。	8月	8月

児童手当 現況届について

★現況届とは
児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。
6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送します。
提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。
また、平成24年6月分から、所得制限が導入されました。限度額を超える場合には、手当額が一律5,000円（特例給付）になります。

お知らせ

国民健康保険税納税通知書を送付します

●問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎ 934-2241

6月中旬に郵送します
平成29年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に郵送します。

平成29年度所得申告などを基に算定しています
平成29年度の国民健康保険税は、国民健康保険の世帯主（加入者でない世帯主も含む）および加入者全員の平成29年度所得申告（平成28年中の所得に関する申告）などを基に算定しています。所得を申告していない方がいる場合、その世帯の国民健康保険税は推計などで課税していただきますので、住民課までご連絡ください。

国民健康保険税軽減対象の範囲拡大について
平成29年度から、均等割額・平等割額（5割軽減および2割軽減）の軽減判定基準が見直されました。

【平成28年度まで】
・5割軽減基準所得≦33万円
+（26.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）
・2割軽減基準所得≦33万円

【平成29年度から】
・5割軽減基準所得≦33万円
+（27万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）
・2割軽減基準所得≦33万円
+（49万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）

＋（48万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）

離職日の時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する方（離職理由コードが11・12・21・22・31・32または23・33・34のいずれかに該当する方）は、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置を受けられる場合があります。また、適用期間内であれば遡って軽減することもできますので、対象となる可能性のある方は、住民課までお早目にご相談ください。

解雇や倒産などで離職した方は国民健康保険税が軽減される場合があります

お知らせ

健康診査のお知らせ

●問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎ 651-3111

健康診査のお知らせ
後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施します。
被保険者へ、4月下旬に受診票とお知らせを送付します。

【受診対象者】
被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病（※）の治療を受けている方などは対象者となりません。
※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

【受診期間】
平成29年4月下旬～平成30年3月31日（年1回）

【受診票の送付時期】
○平成29年4月末現在で被保険者の方…4月下旬
○平成29年5月以後に被保険者となる方…被保険者となる月（75歳の誕生日など）の上旬

【受診時の自己負担金】
一人500円

【受診の方法】
健康診査の実施医療機関で



【問い合わせ】
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
〒812-0044
福岡市博多区千代四丁目1番27号福岡県自治会館5階
☎ 651-3111
FAX 651-3901
http://www.fukuoka-kouki.jp/

個別に予約のうえ受診してください。集団健診をご希望の場合は、町のがん検診とあわせて健康診査（要予約）が受けられます。会場、日時など詳しい内容は、広報うみ3月号折込をご覧ください。か、健康づくり課（☎93310777）へお問い合わせください。